

# 八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者審査 実施要領

## 1. 業務の概要

### 1.1 業務名

八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 1.2 目的

「はちのへ創生推進計画」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

### 1.3 業務内容

本業務の具体的な内容については、別途定める「八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」によるものとする。

## 2. 委託期間および見積り限度額

### 2.1 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 2.2 見積り限度額

本業務は成果報酬型委託とし、見積り限度額は、寄附獲得額の20%以内（消費税及び地方消費税は含まない）（以下「受託料率」という。）とする。

**見積り書（様式4）**には、受託料率を記載すること。

## 3. 参加資格等

### 3.1 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑥ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑦ 八戸市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

### 3.2 業務実施上の条件

業務実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはなら

ない。ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ八戸市の承認を得るものとする。

#### 4. 参加申込

##### 4.1 提出書類

申し込む際は、以下の書類を提出すること。

なお、書類の様式は八戸市ホームページからダウンロードできる。

書類名称	様式	提出部数	
		正本	副本
①参加表明書兼実績確認書	<b>参加表明書兼実績確認書（様式1）</b> ※本年度以前の本業務における契約実績の有無についても記入すること。	1部	4部
②誓約書	<b>誓約書（様式2）</b>	1部	1部
③会社概要書	任意様式（会社パンフレット等）	1部	4部
④企画提案書※1	任意様式 ※用紙サイズはA4判。片面カラー印刷。 文字ポイント10.5ポイント以上。審査基準を踏まえた提案を行うこと。）	1部	4部
⑤業務実績書	<b>業務実績書（様式3）</b> ※過去2年以内に国または地方公共団体における、本業務と同種または類似する実績がある場合は、代表的なものを2件以上記載すること。それ以前の年についてはPRしたい実績があれば記載すること。	1部	4部
⑥見積書	<b>見積書（様式4）</b>	1部	4部
⑦法人登記簿または商業登記簿謄本	申込日前3か月以内に発行されたもの。 写し可とする。	1部	1部
⑧印鑑証明書	申込日前3か月以内に発行されたもの。 写し可とする。	1部	1部
⑨納税証明書※2	申込日前3か月以内に発行されたもの。 写し可とする。	各1部	各1部

※1 5.2に該当する者は、提出を省略することができる。

※2 納税証明書について

税目	内容	請求先
法人税	未納税額の無いことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」）	本店所在地管轄の税務署
消費税及び地方消費税		

## 4.2 提出場所

参加受付	随時受付 ※受付時間：午前 8 時 15 分～午後 5 時 00 分まで（土日祝日を除く）
提出方法	持参または郵送
提出先	〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ
注意事項	①提出された書類は返却しない。 ②審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

## 4.3 質問

申込みにあたり、質問がある場合には次の書類を提出すること。

提出方法	質問書（様式 5）により E メールにて提出すること。
提出期限	随時受付
提出先	八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ E メール： <a href="mailto:seisaku@city.hachinohe.aomori.jp">seisaku@city.hachinohe.aomori.jp</a> ※件名は「【質問書】八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援事業(事業者名)」とし、E メール送信後は八戸市担当者に受信確認連絡をすること。
回答方法	質問者あてに E メールで回答する。

## 5. 事業者の選定方法および免除規定

選定は、応募者の実績や提案内容に基づき、以下の手順により行う。

### 5.1 通常の選定手順

新規に本業務への参加を希望する事業者については、提出された企画提案書等の書類審査を行う。審査基準を満たした者に対し、契約締結に向けた具体的な協議を行うものとする。

### 5.2 実績者に対する審査免除

効率的な業務運用を図るため、過去に契約実績のある事業者に対しては以下の規定を適用する。

本年度以前に本業務（八戸市における当該マッチング支援業務）の契約実績がある事業者については、「4.1 提出書類④企画提案書」の提出を省略し、6. 審査を免除する。

免除対象者は、企画提案書等の審査による選定段階を経ることなく、過去の実績に基づき市から選定等の通知を行うことで、直接契約に向けた行政上の協議の対象とする。

## 6. 審査

### 6.1 審査方法

5.1 に該当する事業者の提出書類について、八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託候補事業者審査委員会において、別に定める評価点審査基準に基づき、審査及び評価を行う。評価点において、平均 60 点以上獲得した事業者を合格とし、委託候補事業者とする。

### 6.2 審査項目

- ① 寄附見込企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ② 自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。
- ③ PR に対する助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。
- ④ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ⑤ 制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ⑥ 提案内容の業務実施頻度及び時期は妥当か。
- ⑦ 適切かつ費用対効果が見込める受託料率であるか。

### 6.3 審査結果

審査結果は、参加申込事業者に対し、審査終了後順次 E メール及び文書により通知する。

## 7. 契約

5.2 に該当する事業者および委託候補事業者との契約内容に関する協議が調い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

## 8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、参加申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと八戸市が判断したとき。

## 9. その他

- ① 書類郵送トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持たない。
- ② 書類提出に関する費用は申込者負担とする。
- ③ 申込及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ④ 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び八戸市財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。

## 10. 問合せ先

本業務に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

所在地	〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
担当部署	八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ
電話	0178-43-9233
Eメール	seisaku@city.hachinohe.aomori.jp